

朝倉市介護職員等に対する家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝倉市に所在する介護事業所の介護職員等の確保及び継続就労を促すため、就労に当たり他市区町村から転入し、市内の介護事業所に就職する者が居住する民間賃貸住宅の家賃の一部に対し、予算の範囲内において朝倉市介護職員等家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業（居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援を除く。）を行う事業所をいう。
- (2) 介護職員等 介護事業所に勤務し、訪問介護員又は介護職員として介護事業所の利用者に対し、サービスを提供する者をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 介護職員等が自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、介護職員等の1親等の親族が所有している住宅を除く。
- (4) 家賃 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約に定められた賃借料（共益費、管理費、駐車場使用料その他の居住以外の費用を除く。）の月額をいう。
- (5) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年4月1日以後新たに市内の介護事業所に介護職員等として採用され、週20時間以上勤務していること。

- (2) 市内の介護事業所に採用された日以前3月から採用された日後3月までの間に市外から市内に住所を移し、朝倉市に住民登録していること。
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、当該民間賃貸住宅に居住し、又は法人が民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した住宅に居住すること。
- (4) 家賃について、補助金とは別に他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (5) 属する世帯全員が、市税を滞納していないこと。
- (6) 属する世帯全員が、朝倉市暴力団排除条例（平成22年朝倉市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 過去に補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、前条に規定する要件を満たし、補助対象者に該当することとなった日以後において、採用の日以前に朝倉市に住所を有した場合は採用の日の属する月から、採用の日後に朝倉市に住所を有した場合は家賃が発生する月から起算して12月を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の月額は、家賃から当該家賃に係る住宅手当を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万8,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護職員等家賃補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - (2) 法人が賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅に居住していることが確認できる書類の写し（該当する者のみ）
 - (3) 住民票の写し
 - (4) 勤務証明書（様式第2号）
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適當と認めたときは、介護職員等家賃補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、交付を不適當と認めたときは介護職員等家賃補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象期間中に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、介護職員等家賃補助金変更交付申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 朝倉市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 氏名及び住所に変更が生じるとき。
- (3) 民間賃貸住宅等から持ち家に住まいを変えたとき。
- (4) 就職先に変更が生じるとき。
- (5) 家賃又は補助金の額に変更が生じるとき。
- (6) 補助金の交付決定を辞退するとき。
- (7) その他市長が届出の必要があると認めるとき。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、その結果について介護職員等家賃補助金変更交付決定（取消）通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求等）

第9条 交付決定者は、介護職員等家賃補助金実績報告書兼請求書（様式第7号。以下「報告書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助対象期間のうち当該年度の4月分から9月分までを前期分として10月15日までに、10月分から翌年3月分までを後期分として翌年度の4月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の対象となる月の家賃を支払ったことを証明する書類
- (2) 補助金の交付の対象となる月の家賃に対する住宅手当の支払いを受けたことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定及び支払）

第10条 市長は、報告書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、介護職員等家賃補助金確定（不交付）通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するとともに、補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の条件に違反したとき。
- （3） この要綱の規定に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、介護職員等家賃補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。